

[論文]

「憲法施行に伴う民法応急的措置法」

立法の秘められた背景事情

——統・歴史の中の日本民法、家族法序説——

加 藤 雅 信

名古屋学院大学法学部元教授

要 旨

本稿は、前号掲載論文の続編であり、占領下で、1947年5月の憲法施行に間に合わせるべく家族法改正を推進した日本政府や我妻らが草案をGHQに提出したにもかかわらず、なにゆえにGHQの承認が下りず、「応急措置法」での処理がなされたのか、当時の日本政府や我妻らが知らなかった“裏事情”に焦点を合わせた論稿である。

我妻らの家族法草案起草委員会には川島武宜も参加していたが、GHQ側の立法作業の責任者であったオブラーは、川島武宜と民法改正の全期間を通して何度も日本側には秘密の非公式会合を重ねていた。この会合で、川島は日本側の最終草案には“家制度の残滓、女性に不利な点が存続している”旨を述べ、その4日後には、我妻が民法改正草案の民主性と女性平等性を説明したが、受け入れられずに、国会提出の延期が決定された。背景事情を知らなかった日本側の起草委員は、GHQには検討の時間的な余裕がないものと理解したのであった……。

キーワード：戦後の家族法改正、憲法施行に伴う民法応急的措置法、
GHQ—川島の裏ルート会合、川島武宜、オブラー

The real story behind the enactment of “Emergency Measures Act of the Civil Code to Be Consistent with the New Constitution”

——the Family Law Reform during the occupation of Japan——

Masanobu KATO

Professor (Retired) Faculty of Law
Nagoya Gakuin University

発行日 2022年7月31日

目 次

【前稿：歴史の中の日本民法・家族法序説——政治・外交と法制定の交錯】

- 1 問題提起——法と政治
- 2 日本民法120年史か、日本民法150年史か
- 3 民法・5つの分かれ道
- 4 本稿の構成
- 5 日本民法典成立史と外交問題
 - (1) はじめ
 - (2) 民法典制定史
- 6 家族法の変遷——家制度を中心に
 - (1) 民法典の制定と家族法——「創られた伝統」としての家制度
 - (2) 戦後の「家族法改正」——家制度の廃止とGHQの占領政策
 - ① 問題提起——見落とされがちな「家族法改正」の一断面
 - ② 当時の日本社会にとっての「家族法改正」
 - ③ 「家族法改正」をめぐるGHQの体制
 - ④ GHQの家族法改正の中核となったオプラーとその姿勢の特異性
 - ⑤ 家族法改正にあたってのオプラーの態度
 - ⑥ 日本の官僚がみたこの時期の社会状況
 - ⑦ 「日本側起草委員の発案説」対「微細なヴァリエイションの可能性説」——我妻vs.オプラー
 - ⑧ 我妻偏頗発言を産み出した背景事情——GHQの対日苛酷政策協力者と一線を画した我妻の矜持?
 - (3) 戦後の占領政策のなかで「家族法改正」をみると
 - (4) 結語と展望——憲法24条制定の背景事情
 - ① 戦後占領政策のなかでの我妻発言
 - ② 新憲法の制定——家族法改正の前提となる基本法の誕生
 - (i) マッカーサー草案と日本政府の「受諾」
 - (ii) 国会審議における憲法改正案の修正を支配したGHQ
 - (iii) 芦田修正案——「ドント・ユー・スインク・イット・グッド・アイデア」
 - (iv) 憲法改正案にもとづいて開始された家族法改正作業
 - ③ 本稿を閉じるにあたって

以上58巻4号241頁以下。

これの続稿として、

【本稿：「憲法施行に伴う民法・応急的措置法」立法の秘められた背景事情】

- 1 問題の所在
- 2 新憲法施行に間に合わなかった家族法改正スケジュール?
- 3 民法応急措置法の制定
- 4 民法応急措置法立法にいたる背景事情
- 5 オプラーの情報収集ルート
- 6 民法応急措置法制定前夜
- 7 親族法中心となったその後の家族法改正作業
- 8 家族法改正以外についても慎重姿勢を示したオプラー
- 9 伏せられていた「オプラーラー川島のインフォーマル会合」
- 10 結語——戦後の家族法改正に対するGHQの関与の実相と残された問題
 - (1) はじめ
 - (2) 改正担当者・我妻の見方
 - (3) 土屋論稿から最低限判明する実証論的・修正理論
 - (4) 想定される戦後の家族法改正の実像は?
 - (5) “お釈迦様の手のひら論”

「憲法施行に伴う民法応急的措置法」立法の秘められた背景事情

(6) 残された問題

- ① 浮上してきた2種の問題
- ② GHQの「40項目にわたる修正意見」をめぐって
- ③ 戦後の家族法改正に対するGHQの関与の程度は？

(7) おわりに

1 問題の所在

日本政府も、それに協力して民法改正要綱案作成にあたった我妻らも、新憲法の施行に家族法改正が間に合うよう作業を進め、GHQに具体案を提示した。しかし、その努力は無駄に終わり、新憲法の施行に向けて「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律（明治22年4月19日法律第74号）」が制定された。この背後には、日本政府や我妻らが知らなかつた事情が介在していた。それのみならず、現在にいたるまでの日本の法学界も、このような事情を知らぬままに「戦後の家族法改正」を論じてきたのである。

本稿の目的は、この秘められた応急措置法の背景事情を詳らかにすることにある。

2 新憲法施行に間に合わなかつた家族法改正スケジュール？

《憲法改正案の国会審議と並行して始まった家族法改正案の策定作業》 憲法の制定と家族法改正の関係については、興味深い問題がある。それを検討する前に、憲法の制定と家族法改正作業の時期的な関係を押さえておこう。憲法改正案の審議と家族法改正案の策定作業とが並行して進行していたことが、本稿の叙述にとっては肝要なことだからである。

まず憲法であるが、憲法改正草案の枢密院への諮詢は1946（昭和21）年4月17日で、憲法改正案が同年6月25日に帝国議会に上程され、4か月にわたる両議院の審議をへて、10月6日に衆議院で最終的に可決された。その後に、枢密院に再諮詢されて10月29日に可決、上奏裁可をへて、11月3日に「日本国憲法」として公布された。そして、半年後の翌1947（昭和22）年5月3日に施行された。

《憲法施行に向けての日本側の法整備体制の確立》 新憲法が施行されれば、当然のことながら新憲法に矛盾する法律は無効となる。そこで、憲法改正草案が帝国議会に上程された直後の1946（昭和21）年7月には、内閣に「臨時法制調査会」が設置され、憲法改正とともに諸般の法制の整備にかかる調査審議が行われることになった。会長には吉田茂首相、副会長には金森徳次郎国務大臣が就任しており、内閣としては最高レベルの体制を整えたことになる。民法改正は、この臨時法制調査会の第3部会の担当であった。

《民法改正に向けての司法省の体制も確立》 この体制下での司法省における法案起草は、「司法法制審議会」が行うこととなった。そして、そこに設けられた3つの小委員会のうちの第2小委員会が民法改正を担当した。当然のことながら、この民法についても、新憲法の施行時までに改正を完了させることが予定されていた。

上記の司法省の体制下において、1946（昭和21）年7月に民法改正作業が進められるための「臨

時法制審査会」が発足した。そこでは、帝国議会で審議中の憲法法案の家族条項にもとづいて、家族法に焦点を合わせた民法改正に向けての審議が開始された。

家族法の条文案の起草の中心になっていたのは、我妻栄、中川善之助、奥野健一（司法省民事局長、後の最高裁判事）で、後述する川島武宜は——委員ではなく——幹事であった。

3 民法応急措置法の制定

《応急時限立法での対処》 ただ、現実には、家族法の改正は新憲法の施行に間に合わなかったので、わずか10か条だけの「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」（昭和22年法律第74号）が制定され、「戸主、家族その他家に関する規定」や「家督相続に関する規定」は適用しないものとの応急措置がとられた（ここでは均分相続が導入されている）。この法律は、憲法施行日の1947年5月3日から同年末までの時限立法（限時法〔げんじほう〕）であった。

そして、時限到来の1947（昭和22）年12月には改正家族法が国会で成立した。新憲法の施行に7か月遅れてのことであった。

4 民法応急措置法立法にいたる背景事情

以上に述べた状況は、誰でも知っている事実である。ただ、この時限立法の制定にいたる背景事情については、法学界にはほとんど知られていないアメリカ研究の専門家の土屋からのきわめて興味深い指摘がある。

《我妻、日本政府が知らなかったオプラーと川島の動き》 民法改正法の起草にとりかかっていた我妻ら「起草委員会と幹事たちは……新憲法と矛盾する法律は全て憲法が施行される5月3日に失効するので……法案を早急に議会に提出したかった」。彼らの起草によって「完成した草案は、1947年2月21日SCAP——連合国軍最高司令官、Supreme Commander for the Allied Powers、筆者注——に提出された。……起草委員会は……民政局に対して早く草案を承認してくれるよう再三催促したが、民政局からは2週間もの間、何も連絡がなかった」¹⁾。

1) 土屋（森口）由香「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号（1995年）166頁。

なお、この注1)引用の本文とは直接関係する問題ではないが、本論文の今回の叙述は、土屋論稿に依拠するところが大なので、土屋論稿の性格について一言しておきたい。

占領政治についてのGHQ側の資料の相当部分は、占領終結にあたってアメリカに船積みされ、米国国立公文書館（National Archives and Records Administration）に保存されており、すべての資料が送付時のシッピングリストのbox番号によって特定されている。土屋論稿は、これらをも含む数多くの原資料を駆使したといへんな労作である。なお、かつてはアメリカのワシントンD.C.でしか閲覧できなかった占領中のGHQ側の資料も、現在では日本の国会図書館によるマイクロフィッシュ化作業のおかげで国内からもアクセス可能となっている。この点は、本稿末尾で再度述べることにしたい。

実は、彼らがSCAPによる草案承認を待ちわびていた頃、日本政府も我妻ら起草委員も知らない動きをオプラー、そして川島武宜らがしていたのである。この問題が、以下の叙述のテーマである。

5 オプラーの情報収集ルート

《オプラーと川島の出会い》 4に述べた背景事情を説明するためには、時を遡らせ、家族法改正作業開始時を振り返らなくてはならない。

前稿で述べたように、オプラーがはじめて我妻に会ったのは、日本の知識人へのヒアリングを行った1946（昭和21）年5月のことであった²⁾。これに対して、川島武宜にはじめて会ったのは、その2か月後の同年「7月、憲法草案の完成を祝う司法省主催の夕食会の席」であった。オプラーは参加者に質問してまわっていたが³⁾、川島にも「民法典の家族制度の規定をどう思うか。新しい憲法の下で家族制度の規定をどうしたらよいと思うか」と尋ねた。川島は「家族制度は……多数の日本国民特に、労働者、農民や都市のサラリーマンの習俗や思想とは一致していない。新憲法の基本原則の下では、それは存続する余地はない。それは廃止されるべきものだ」と答えると、「オプラーはややおどろいた面持ちで、『今晚今までに聞いたかぎりでは、皆、『家族制度の短所は捨てるべきだが、長所は維持すべきだ』と主張している。君の言うような考えの人はほかにいるのか、どれ位いるのか』」と尋ねた。川島は「民法学者の大部分……若い学者や、指導的な女性思想家は、圧倒的に家族制度の廃止に賛成しているはずだ」と答えた。すると、オプラーは、「それは大変にencouragingだ」といった⁴⁾。

《オプラーらと急進派・川島のインフォーマルな継続的な会合》 話は飛んで、民政局外のこととなるが、GHQの民間情報教育局（CIE. Civil Information and Educational Section）——新聞を含む各種メディア、神道を含む宗教、教育体制の指導・監督等を司る部局——にエセル・ウィードという日本の女性政策の中心を担い、労働省婦人少年局⁵⁾の創設等に尽力した女性陸軍中尉がいた（GHQ在任当時は、30歳代末から40歳代初めであった）⁶⁾。

土屋によると、「オプラー・ウィード・川島の3人は民法改正の全期間を通して何度も非公式のミーティングを重ねた。家族法の問題に限らず、日本人とのインフォーマルな話し合いを徹底的に行ないながら、時間をかけて合意に達するという手法は、オプラーが好んで用いたスタイルだった。徹底したディスカッションを行なったために、SCAP——連合国軍最高司令官、筆者注——が日本人に対して命令を発しなくてはならないような場合はほとんどなくなったのだと、後にオプラーは述懐してい

2) 加藤雅信「歴史の中の日本民法・家族法序説——政治・外交と法制定の交錯」名古屋学院論集（社会科学篇）58巻4号（2022年）258頁。

3) 以上、土屋・注1) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号163頁以下。

4) 以上、川島武宜『ある法学者の軌跡』（有斐閣、1978年）212頁以下。

5) 現在は、改組されて厚生労働省雇用均等・児童家庭局の一部に吸収されている。

6) 上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』（勤草書房、2007年）は彼女についての1章を設けており、「第2章 エセル・ウィードと女性政策」とされている。

る。しかし、SCAPの資料を見ると、オプラーが非公式にミーティングを行なったのは圧倒的に『改革推進派』の日本人が多く、その意見がオプラーの取った行動に反映されている。……オプラーと改革派日本人たちとの協力関係は、従来の研究から予測される以上に強かったと言えよう⁷⁾。

《我妻らが知らなかつた背景事情》 これをみると、前述したように、我妻は家制度の廃止は日本の「起草委員の独自の発案」であり、それが「たまたまGHQの意向とも一致した」⁸⁾と自認していたが、我妻らの知らぬ所で、オプラーと川島との意見交換があつて、その背景のもとで、「日本側の起草委員とGHQ側のオプラーとの意見の一致」があったことがわかる。前稿でさきに、上記の我妻の言を評して、「失礼な表現にはなつてしまふが、それは——お釈迦様の手のひらならぬ、GHQの手のひらのうえでの——日本側の自由であった」⁹⁾と述べたのは、このような背景事情があったからであったが、この点についてはより立ち入って本稿の最後で検討することにしたい。

なお、前稿でも述べたが、オプラーの有していた情報収集チャンネルは川島だけではなく、「オプラーとウィードは様々な分野の日本人と非公式のミーティングを繰り返して、民法についての意見を集めている」¹⁰⁾ことは付言しておくべきであろう。

6 民法応急措置法制定前夜

《家制度の残存案であることを強調した川島武宜》 さきに紹介した起草委員や日本政府が新憲法の施行に間に合うように草案を完成させた段階でも、次に紹介するようにこの「オプラーら—川島の非公式ルート」が機能していた。

「日本政府がSCAPによる草案承認を待ちわびていた頃、オプラーとウィードは川島と重要な会合を行なった。1947年2月27日に行なわれたこの会合の目的は2つ」あったが、そのうちの一つは「現行民法の中で女性たちが批判していた点が（民法草案の中で）改善されているかどうかを調べる」ことであった。

民法草案がGHQに提出されてから6日後の3者会合であつて、これがその後のGHQの動向を決める岐路となつた。それは、「川島は、民法草案が、曖昧でわかりにくく表現を用いてはいるが、明らかに家制度を残していると強調し、民法草案の中の非民主的な点や女性に不利になつてゐる点を列挙して説明した」¹¹⁾からであった。

7) 土屋・注1) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号164頁。

8) 我妻栄編『戦後における民法改正の経過』（日本評論社、1956年）102頁以下。

9) 加藤・注2) 引用「歴史の中の日本民法・家族法序説——政治・外交と法制定の交錯」名古屋学院論集（社会科学篇）58巻4号258頁。

10) 土屋・注1) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号167頁。

11) 以上、土屋・注1) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号167頁。

「憲法施行に伴う民法応急的措置法」立法の秘められた背景事情

《**我妻の民主化案であるとの説明は不発**》 「川島との会談の4日後の3月3日、オプラーとウィードは我妻栄をGHQに呼んだ。川島とは対照的に、我妻は民法草案は十分民主的で、女性に対しても平等であると強調したが、オプラーは、法案が家制度の要素を残していると批判した。オプラーとウィードが我妻の意見よりも川島の意見に同調していたことは明白である」¹²⁾。

《**GHQ、応急措置法による対処に踏み切る**》 以上のような経緯をたどった後——我妻から草案に肯定的な説明を聞いてから2日後——には、「オプラーとウィードは、民法改正の内容を国民がもっとよく理解するために、国民の間での議論が必要だという結論に達した。オプラーは草案が議会で性急な審議にかけられることを恐れて、民法草案の議会への提出を延期させることにした。3月5日民政局は、憲法の公布に間に合うように民法草案を検討し終えることができなかつたと発表した」¹³⁾。

《**日本側起草委員の理解と対応**》 「川島とオプラー・ウィードとの会合内容について知る由もなかつた日本側の起草委員会は、民政局は他の重要案件に忙殺されて民法を検討する暇がないのだと思った」。そして、これまでの民法の規定のうち新憲法と矛盾する内容の条文は、憲法の施行によって無効となるため、『要綱』に基づいて応急措置法が作成された」¹⁴⁾。

7 親族法中心となったその後の家族法改正作業

《**時間切れに終わった「相続法の改正」**》 その後の数か月、家族法改正のための条文作成が進められ、1947（昭和22）年12月には改正家族法が国会で成立した。

ただ、「民法第4編（親族法）の改正案の起草を終えたころには、民法改正の応急措置法の期限切れを目前にして第5編（相続法）の改正案を同じ調子で議論して起草する時間的余裕がなくなり、大いそぎで、憲法の大原則と矛盾しないように辻褷をあわせる程度の作業しかできなかつた……。新憲法の下では、相続は常にただ財産相続のみであり、且つ原則として数人の共同相続人による共同相続となることがわかっていた……が、そのための技術的な手当はほとんどゼロにひとつしく、たとえば、共同相続の法律関係については、遺産確定のための手続や工夫も規定されず、遺産債務がどのように共同相続人に相続されるのかという最も重要な基礎的問題も規定されないままに」¹⁵⁾ 終わった。

《**親族法改正点の要検討事項**》 ただ、親族法についても、今後、検討を要する重要問題が残されている。本論稿は、家族法の歴史的なバックボーンであった「家制度」に焦点をあてたため、家族法の個別問題についての検討には立ち入っていない。

前に紹介したように、「司令部が改正民法案について審議をはじめたのは、（昭和22年——筆者注）

12) 土屋・注1) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号167頁。

13) 土屋・注1) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号167頁。

14) 以上、土屋・注1) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号166頁以下。

15) 川島・注4) 引用『ある法学者の軌跡』229頁。

5月12日で、第6次案（3月1日附）によって審議」を開始している。そのさい、GHQは、日本側と18回の会談を重ね、40項目にわたる修正意見をだして「相当程度原案に修正を加えた」¹⁶⁾という事実がある。時系列としてみると、1947（昭和22）年5月3日に「日本国憲法」施行された10日後から、GHQの日本側原案修正作業が開始されることになる。

重複を恐れずにいうのであれば、GHQは、我妻らの起草委員たちが占領軍側の承認を得て国会に提出するつもりでいた“完成した最終草案”にいたるまでは口出しをすることなく、基本的に日本側に草案作成を委ねており、その日本側草案の最終案には家制度が残存しているという川島の評価を聞いた後に、はじめて——かつ、応急措置法成立後に——家族法改正の内容に関与しはじめたことになる。我妻らが最初に提案した「民法改正要綱」の修正はほとんどがGHQからの指示によるものであったことは、我妻自身が認めているところである¹⁷⁾。この点については、10の「結語」でもう少し考えてみることにしたい。

この途中までは日本側に起草をまかせていて、その後にアメリカが乗り出した図式は、憲法改正で、松本案からマッカーサー草案に切り替わった構造と軌を一にしている。ただ、権力的な力の行使によって日本側の抵抗を粉碎して自分らの原案をほぼ完全に通したホイットニー—ケーディスラインと較べ、オプラーは最後まで説得という手段にとどまっているうえに、おそらくは日本側の抵抗が大きいと考えたものについては、オプラーのほうが譲歩したのではないかということが、後述するところから推測されるのである（本稿10（3）を参照されたい）。

以上の図式を念頭におきながら、GHQの「40項目にわたる修正意見」のなかに、川島が非公式ルートでオプラーラに指摘し、列挙した内容——「明らかに家制度を残して」おり、「民法草案の中の非民主的な点や女性に不利になっている点」¹⁸⁾——がどのように取り込まれているのか、また、どの部分で取り込まれなかったのか、各則的に具体的な検討を行う必要があるであろう。これまでの法学界では、オプラーラ——川島の裏ルートへの注目がなかつただけに、手つかずの重要な問題が残されている可能性があるよう私には思われる。

8 家族法改正以外についても慎重姿勢を示したオプラー

本稿は、戦後の憲法施行前後の家族法改正の状況に焦点をあてた。ただ、視野を広げてみると、民法のみならず、民事訴訟法、刑事訴訟法についても憲法施行前に応急措置法が制定されていることも留意しなければならない¹⁹⁾。

この点をも考えると、オプラーが戦後の法制定・法改正作業一般に慎重な態度をとったことが窺わ

16) 以上、我妻・注8) 引用『戦後における民法改正の経過』8頁。

17) 我妻・注8) 引用『戦後における民法改正の経過』114頁以下。

18) 以上、土屋・注1) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号167頁。

19) 日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の応急的措置に関する法律（昭和22年・法律第75号）、日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律（昭和22年、法律第76号）。

れるのであって、土屋が説く川島の行動のみが民法の応急措置法の決定的な要因であったとは限らない可能性についても検討する必要があることを付言しておきたい。

9 伏せられていた「オプラーら—川島のインフォーマル会合」

《川島・メモワールには言及がない3者会合》 川島は、大学退官後の60歳代のときに、自ら「メモワール」²⁰⁾と称する『ある法学者の軌跡』という手記を著した。この単行本の公刊は家族法改正から30年余り後のことであった。

この手記のなかには、「オプラー氏を知る」という項目も「ウィードさんを知る」という項目もあるが、家族法改正に陰で大きな影響を与えた「3人のインフォーマルな継続的な会合」についての記述が現れることはない（——当然のことであるかもしれないが……）。それだけではなく、このメモワールにおける家族法改正に焦点をあてたオプラーの項目とウィードの項目とは、「シュタイナー氏を知る」、「ベネット氏を知る」という別のテーマを語った項目で離されていることも、3者会合への言及がないこととの関連では注目すべきことなのかもしれない。

家族法改正作業進行中も、中心となっていた我妻・中川両名と川島との間には軋轢もあったが²¹⁾、メモワールを単行本化した時点では両名はすでに逝去していたものの、元原稿の雑誌連載時点では両名の目に触れうる状況下であり、彼らが知らなかった裏面での行動を公にすることはできなかったであろう。また、この点を別にしても、本人としてはあまり公にしたくない占領史的一面であった可能性もある。ただ、占領下で占領軍関係者の側からのインフォーマル会合の申し入れを拒絶できた硬骨漢はそれほどは多くなかったであろう時代背景もあったことは、付言したほうが公平であろう。念のために、この当時の状況を若干説明しておこう。

《占領軍におもねるマスコミ等にみる当時の社会状況》 なにせその当時は、占領軍の「秘密機関」とされていた「民間検閲局」が一般国民の私信もアットランダムに選びとったうえで蒸気を利用して開封するような検閲制度が敷かれていて、「郵便の大量開封、大新聞の完全事前検閲は戦前の日本ではなされなかった巨大な企てであった」²²⁾といわれる大量検閲が行われていた時代であった（なお付言

20) 川島・注4) 引用『ある法学者の軌跡』1頁等。

21) 川島は、司法省での起草に関与するかたわら、ウィードの勧めのもとに「家制度廃止を支持する学者・弁護士・国会議員から成る『家族法民主化期成同盟』を結成」して、我妻と中川から「起草委員の身で勝手な行動をとった」と、ひどく叱責を受けたが、それに屈することなく、次には、「民法改正案研究会」という別のグループを結成している（*）。このときの川島の内心は不明ながら、勧めてきたウィードの背後にマッカーサーの影響を川島が——誤解によって——イメージしていた可能性があることについては後に述べる。

* 上、土屋・注1) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号168頁。

22) 山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』（岩波書店、2013年）208頁。GHQの検閲問題については、筆者は稿を改めて検討する予定であり、本稿ではもっともよくまとまった労作である山本の著作に拠った叙述に留めているが、この問題についての優れた先駆的な業績としての江藤淳『閉ざされた言語空間：占領軍の検閲と戦後日本』（文藝春秋、1989年），後に研究者となった者が占領期の検閲作業従事者としての体験を語っ

するに、「GHQは検閲の存在を隠し続け」、「極秘」としたのみならず、〔戦前日本の“伏せ字検閲”のような単純な検閲制度とは異なって〕「一部削除や保留など検閲の痕跡の刊行物での登場は厳禁」とされた。そして、占領末期の1949〔昭和24〕年10月に民間検閲局が廃部となつたさいにはその「資料の多くが焼却され」、後代の日本人による「分析を困難にする」状況が確保された²³⁾。この検閲制度こそは、「GHQが占領中も隠し、占領終了後も隠し続けてきた多重的な工作装置に埋め込まれた」²⁴⁾占領政策のブラックボックスであった)。

このような検閲状況のなかで、戦後、かなり長期にわたってマスコミ界のオピニオンリーダーを自認するかのような言動のもとに“報道の自由”を高らかに謳いあげていた進歩的大新聞は、占領中にはその社員がGHQを訪れ、「事前検閲は●●新聞にとって大変よいことです」²⁵⁾と述べた記録がGHQの検閲部門の日報に残されている。そして、GHQによる新聞、ラジオその他の検閲体制をオーバーオールに調べた研究者は、他の2大新聞との検閲処分の件数比較を具体的に行うとその新聞の処分件数が最小であることを示したうえで²⁶⁾、その新聞を「検閲優等生」と評し、その新聞がその当時にいかに「GHQにご機嫌伺いをして、忠誠ぶりを示すことを狙っていた」²⁷⁾かを具体的に叙述している。

以上は、いわゆる進歩派についてであるが、右翼も、発禁処分・削除処分を繰り返し受けた行動派右翼も一部にはいたが、戦中・戦後を通じ右翼大立て者と目されていた者は、アメリカ批判やGHQ批判を控えていた²⁸⁾。

『占領軍の犯罪報道には軍事裁判による重労働刑が……』 占領下では、アメリカ兵等による犯罪はその報道も許されなかったが、1949〔昭和24〕年7月から8月にかけてアメリカ兵による集団的婦女暴行事件が連続的に敦賀市で発生した〔敦賀事件〕。報道規制が敷かれているなか、「大阪民報」(日本共産党大阪府委員会等の機関紙)は、「いま福井県ツルガ市ではいたるところで婦女子にたいしてくむべき強姦がおこなわれている。寝ている夫婦をおそい、男をつきのけ、屋根をつたって逃げる妻を追いつめ暴力をふるうという厚顔無恥なものもある。恐慌におそわれたツルガ市民は娘をどしどし疎開させ大さわぎになっているが、おかしなことには人民弾圧に狂暴な警察がこれをつかまえる勇気がない。……」等々の報道を行い、この党の関西地方委員会の「議長をはじめ全員は激しい義憤に駆られ、アメリカ軍への批判活動を行うことを決定した」結果、大阪市に壁新聞が登場し、問題が拡がった。この連続婦女暴行事件の報道等はGHQとの対立を招くものであり、党中央では徳田書記長がこの「敦賀事件」をめぐる関西の活動は「誤びゅうを含んでいる」と総括した旨をアカハタが報じ、さきの関西地方委員会の議長は「徳田ら党幹部から厳しく叱責されたという」。また、大新聞は「噂

た甲斐弦『GHQ検閲官』(葦書房、1995年)も、この問題について必読の書である。

23) 山本・前注引用『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』(岩波書店、2013年) 87頁、88頁。

24) 山本・注22) 引用『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』140頁。

25) 山本・注22) 引用『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』145頁。

26) 山本・注22) 引用『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』64頁以下、84頁以下、86頁。

27) 山本・注22) 引用『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』146頁。

28) 山本・注22) 引用『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』173頁以下。

の敦賀市は平静」との記事などを載せていました。この「大阪民報事件」では関西の共産党関係者のうちの160名が逮捕され、うち起訴された6名が米軍の中尉を裁判長とする軍事裁判で「重労働5年の有罪判決」を受けています（この捜査・立件には、占領軍の「示唆」という名目の命令を受けた日本の警察・検察があたっている）²⁹⁾。

GHQの意を受けた日本の警察・検察、占領軍におもねる一般マスコミ、党中央にも見放されながら戦い抜いたこれらの方々に、私個人は心からなる尊敬の意を表すものではあるが、当時はこのような時代であった。以上のような状況をも考えると、川島の行動の評価にあたっても、その行動がなされた当時の時代背景をも踏まえたうえで評価する必要があるであろう（もっとも、すでに前稿でも述べたように、占領下の日本政府高官としてGHQに権突く硬骨漢ぶりを發揮しつづけて、「私もGHQの民政局の首脳者に一番嫌がられた一人」³⁰⁾であったと自認する白洲次郎のような人もいたし、「大阪民報」のような例も——少数ながら——あることをも考慮すべきであろう）。

『川島が過大評価をしていたGHQの接触者』 川島のメモワールをみると、オプラーについては「たいへん法律的な能力のある人」、「一級の法律家」という高い評価であるが、これは前稿で紹介したGHQ内部での評価と一致しており³¹⁾、この点については問題を感じない。

ただ、ウィードについては、次のような叙述がある。GHQの民間情報教育局の「婦人課長のミス・ウィード（Ethel Weed）（中尉？）がイエスと言わないことは絶対パスさせないという、マッカーサーじきじきの指令がオプラーのところにきていたということを、オプラーが私に言ったことがあります」³²⁾。

しかし、前稿でも述べたように、マッカーサーは他人との距離をとることによって自己の“偉さ”を際立たせようとするタイプの人間で、オプラー自身も、その上官であったケーディス（大佐）でも直接の接触をほとんどとることができず、直接の接触が可能なのは3人の将官に限定されていた³³⁾。ウィードは——川島の記述にある「？」抜きの——中尉であったので、マッカーサーがさきのような指令を出すことはきわめて考えにくい。事実、ケーディスは、この川島発言の内容を婦人課長の階位が低すぎるので、「ばかげている。ありえない」と一蹴している³⁴⁾。また、オプラーが事実と異なるこの内容を川島に語った可能性もきわめて低いと思われる（虚を構えるタイプの人間に対して、すでに紹介したように周りのほとんどすべての人がその人柄を褒めそやすことは考えにくいからである）。

そうだとすると、「マッカーサーじきじきの指令」でウィードに拒否権が与えられていたというのは、

29) 以上、山本・注22) 引用『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』155頁、156頁、158頁、159頁、160頁。

30) 白洲次郎「占領政治とは何か」文藝春秋32巻11号（1954年）201頁。

31) 加藤・注2) 引用「歴史の中の日本民法・家族法序説——政治・外交と法制定の交錯」名古屋学院論集（社会科学篇）58巻4号258頁。

32) 川島・注4) 引用『ある法学者の軌跡』214頁、216頁。

33) 加藤・注2) 引用「歴史の中の日本民法・家族法序説——政治・外交と法制定の交錯」名古屋学院論集（社会科学篇）58巻4号256頁以下。

34) 和田幹彦「來栖三郎名誉教授・談」家制度の廃止（信山社、2010年）439頁。

川島の誤解としか考えられないところである³⁵⁾。推測とはなるが、川島は、オプラーやウィードとの会合に参加し続けるにあたって、“マッカーサーのじきじきの指令を受けている人への協力者”という幻覚的な自己イメージをいだいていたのではないかと思われるところである。

10 結語——戦後の家族法改正に対するGHQの関与の実相と残された問題

(1) はじめに

以上、本稿と前稿とで、戦後の家族法改正がどの程度、日本側の発案によるのか、裏からいうのであれば、どの程度GHQの占領政策の実行であったのかを分析してきた。本稿があらたに付け加えた視点もあったとは思うが、それをも含めて現在の学界水準で各種資料を基礎にして確実なレベルで明らかにしうるところは、以上に述べてきたところに尽きる、と考える。

しかしながら、これまでの叙述から明らかとなったGHQの行動は、実は氷山の一角にすぎず、隠されたままに眠っている大きな問題があるのではないかということを最後に述べることにしたい。

以下の叙述では、①従来の法学界で主流と思われる理解、②土屋論稿が発掘した“オプラーら—川島の裏ルート”的存在によって明白となった①の修正理論、③実は、②の修正点は非常に重要ではあるが、そこで明らかとなったのは氷山の一角だけで、実はもっと巨大な問題が隠れたままなのではないかという3点を、(2)～(4)で分説することにしたい。

(2) 改正担当者・我妻の見方

何度も述べてきたように、戦後の家族法改正を担った日本側の中心人物は我妻栄であった。その我妻は、戦後の家族法改正に対するGHQの影響を小さく小さく述べようとする傾向があることはこれまで述べたが、次のようにいう。

《我妻見解》 我妻は、「家の廃止」は民法改正要綱案作成にあたった日本の「起草委員の独自の発案」であり、それが「たまたまGHQの意向とも一致した」³⁶⁾ という。

そしてまた、自分たちが提案した「民法改正要綱」が司法法制審議会、臨時法制調査会の審議で影響を受けたところはほとんどなく、法制局の審査等でも実質的な影響を受けておらず、「結局、司令部と話をしている間にかわったものが一番多い」。ただ、この叙述は留保付きであって、「とくに注意

35) 『ウィードの家族法改正への影響』 ただし、「マッカーサーじきじきの指令」は事実に反すると思われるが、ウィードが家族法改正に強い影響力を有していたことは事実である。オプラーが絡む事例をあげておこう。1946（昭和21）年7月27日の改正要綱案第1次案作成から7か月後に作成された第6次案が一般に公表される前に、オプラーは、司法省民事局の担当者その他に対して“GHQの審査をへていないことの明示”を求めるとともに、「総司令部民間情報教育部のミス ウィード（Miss Weed）に通しておくから、一般公衆に公表する際には、同序と連絡の上善処せられたい」と述べており、オプラーがウィードのさまざまな関与を前提とする発言をしていたことは事実なのである（「」引用文は、唄孝一「戦後の民法改正過程における『氏』」法社会学9号〔1957年〕102頁）。

36) 我妻・注8) 引用『戦後における民法改正の経過』102頁以下。

しておきたい」として、次のように述べる。「司令部との交渉によってかわったと一口にいっても、その内容は、われわれ委員会が信じていた立場が、司令部のサジェスチョンあるいは命令でかえさせられたというのじゃない。われわれの方でもいろいろ案を考えて、どうしたらよいか踏み切れないで迷っていたような問題を、向うのサジェスチョンを入れてはっきりきめたというのがむしろ多い。……しかも、その影響しているものでも、……向うの命令によってやむをえず従ったというわけじゃない。われわれの間でいろいろ考えていた問題を、最後に踏み切ったという意味で、影響を受けたといえば受けたことになる……私はそう思っています」³⁷⁾。

《現在の学界状況》 この我妻見解はその後の学界に大きな影響を与えたと思われ、——法学界に反対説は見あたらないので、暗黙の通説といって良いのかもしれない——すでに前稿で述べたように、法学文献のほとんどは、GHQの占領政策と「家制度」廃止との関係には言及していない³⁸⁾。戦後の家族法改正の中核を担い、状況をもっともよく知悉しているはずの立場にあり、かつ、民法学界でながらく大きな影響を發揮し続けた我妻の発言は、私法学界全体からGHQの影響いかんという問題意識それ自体を根絶やしにしたように思われる。

筆者個人は、ここ十年以上——本稿に記してきた家族法改正問題はその一部であるが、法律ばかりでなくより一般的なテーマとして——戦後占領期におけるGHQの日本全面改造計画に焦点をあてた研究に取り組んできた。一定時期以降はある程度の知識を蓄積したつもりであったが、そのような状況のなかで“オプラーら—川島の裏ルート”的存在を明らかにした土屋論稿との出会いは、個人的にも衝撃的であった（この場を借りて、土屋〔森口〕由香教授にはそのご教示に対して深甚なる謝意を表したい）。ただ、その前にも戦後占領史研究を始めてから後には我妻見解が一面的であるとは思っていたものの、戦後占領史研究開始以前は、私個人も我妻発言を額面どおりに受けとめていた。おそらく、学界には当時の私の理解と大同小異の方も多いのではないかと推測している。

(3) 土屋論稿から最低限判明する実証論的・修正理論

《家族法改正の最終段階におけるGHQの影響》 上記のような現在の学界状況に対する個人的な理解が正しいとすれば、土田論稿の指摘があった現在、家族法改正の最終段階——具体的には、憲法と「憲法施行に伴う民法・応急的措置法」が施行された以降——のGHQの意向（我妻のいう「司令部のサジェスチョン」）を受けたうえでの改正状況は以下のように理解されるべきであろう。

我妻は、「司令部との交渉」の陰に、オプラーに対する川島の情報提供があったことを最後まで知らなかった。そこで、おそらくは、委員会内部の話し合いのなかで川島からの提案があっても日本側の憲法施行時に向けた最終案には取り入れられなかっただけ——前述した我妻の後年の回想では「いろいろ案を考えて、どうしたらよいか踏み切れないで迷っていたような問題」と述べられた諸点——について、“憲法施行後に始まったGHQの原案修正意見”によって川島の見解を反映した「司令部のサジェスチョン……を入れてはっきりきめたというのがむしろ多い」というのが実相であるように

37) 引用文は、我妻・注8) 引用『戦後における民法改正の経過』114頁以下。

38) 加藤・注2) 引用「歴史の中の日本民法・家族法序説」名古屋学院大学論集（社会科学篇）58巻4号250頁。

思われる。

しかも、オプラーは、彼らしいもの柔らかなアプローチをとって次に紹介するように譲ることもあったので、「向うの命令によってやむをえず従ったというわけじゃない。……最後に踏み切ったという意味で、影響を受けたといえば受けたことになる……私はそう思っています」と感じたのであろう。

オプラーは、彼らしさを失うことなく、最後まで謙抑的であった。アメリカ人研究者は、次のようにいふ。(直系血族および同居の親族は「扶け合わなければならない」と規定した730条をめぐるオプラーの対応にもみられるように)「他方、オプラーは、委員の中の進歩派が……730条に反対したときには、これにくみしなかったし、その他の条項で家族制度の痕跡を残しているものにも、反対しなかった。最終案である8次案は、こういう細部においては妥協の産物である」³⁹⁾。

この叙述が示唆するように、オプラーは、内心においては家制度廃止論者でありながら、家族法改正にかんして——一定程度——急進性を抑えつつ謙抑的にふるまつたので、我妻も命令の要素を感じなかつたのであろう。

ただ、以上に紹介しただけでも、我妻が最後まで知ることがなかつた家族法改正の背景事情には、GHQに最終決定権限があつた占領政治の陰が濃厚に投影されていることは確実である。ただ、問題はそれに留まらないことを次に検討することにしたい。

(4) 想定される戦後の家族法改正の実像は?

《家族法改正作業の全期間を通じて川島を介してのGHQの関与がなされていた可能性》 以上、日本側が憲法の施行に間に合うべくGHQに提出した家族法改正“最終提案”が“オプラーら—川島の裏ルート会合”的結果として“没になった”後の段階の家族法改正の状況は、(3)に述べたように理解しても——実証論的な観点からも——問題はないと思われる。問題は、それ以前の段階で、GHQが家族法改正の内容にどのように絡んでいたのか、または絡んでいなかつたのかについては、直接それを実証する資料が存在していないか、あるいは存在していても少なくともわれわれに明らかになつてはいないことである。

しかしながら、間接的な状況証拠から、それ以前の状況を蓋然的ながら想定することは可能であると考える。以下に述べることは間接証拠から想定される推論ではあるが、確実な実証にとらわれすぎて(3)に述べた“これまでに判明している実相”だけに留まって、“実証されきっていないものは存在しない”という慎重な学者的姿勢をとりすぎると、それが、実は背後の巨大な真実全体——戦後家族法改正史の全体像——を覆い隠すペールとなつてしまうおそれもある。そこで、間接証拠も視野に入れたうえで、筆者が考えている“最終的な真実”を次に考えてみたい。

実は、(3)の叙述においては我妻がもともと“川島が提案した案”と考えていたと述べた案の内容も、①川島は「民法改正の全期間を通して何度も非公式のミーティング」をオプラーらと重ねていたという事実(本稿45頁参照)や、②川島が——我妻と中川から「起草委員の身で勝手な行動をとった」

39) スタイナー「占領と民法典の改正」坂本義和=R.E. ウォード編 日本占領の研究(東京大学出版会, 1987年)

435頁。

とひどく叱責を受けたにもかかわらず——委員会での起草に関与しながら、家制度廃止論者の学者・弁護士・国会議員たちと「家族法民主化期成同盟」や「民法改正案研究会」を立ちあげ続けたのがGHQ側の意向を反映したものであったという事実（本稿50頁注21）参照）等を考えると、改正作業の当初段階から、日本側の委員会における川島提案の内容はGHQ側の意向を踏まえていたもので、あった可能性が強いのではないかと思われる。③その可能性を補強する要素は、オプラーの卓越した能力にある。すでに紹介したように、GHQ民政局の同僚から、民政局のトップ2人（ホイットニーとケーディス）以外の民政局メンバーは代替的な存在でしかなかったが、「唯一の例外はおそらくアルフレッド・C・オプラーであろう。類をみない法律的素養、鋭敏な頭脳、それに思慮深い性格をもったオプラーの身代わりは、容易には発掘できなかったに違いない」とまでの高い評価を⁴⁰⁾、川島からも「たいへん法律的能力のある人」、「一級の法律家」という高い評価を（本稿52頁）受けていたオプラーほどの人物が、川島との「民法改正の全期間を通して何度も非公式のミーティング」において単なる情報収集だけに徹していた、とは考えにくいくらいである。

そうであるとすれば、オプラー・ウィード・川島の3者は家族法改正のそれぞれの問題について意見交換をしたであろう可能性が強く、憲法施行直前に日本側がGHQに提出した家族法改正“最終提案”を作成するまでの段階で日本側の委員会に提出された“川島意見”は3人の見解のアマルガムであった可能性が強いと思われる。しかも、直近に述べたように、川島は相手方を「マッカーサーじきじきの指令」を受けている人と誤解しており、GHQ担当者の意向を受けやすい土壌があった。もちろん、川島個人ももともと急進的な家制度廃止論者であって、かつ、相手を問わず議論の相手たりうる卓越した能力を有しており、また、オプラーも強要タイプ型の占領者からはほど遠かったので、3者間の合意ができやすい土壌があったことも忘れてはならない。

このような①～③の要素を考えると、すでに、②の末尾でも示唆したように、——④家族法改正作業が始まった当初から最後まで、日本側の委員会において川島の発言には——我妻らはもちろん川島個人の意見と理解していたであろうが——GHQ側の意向が反映されたものであった可能性が強いのではないかと思われる。しかも、⑤日本側がGHQに提出した家族法改正“最終提案”に“GHQ側+川島のアマルガム的な意見”が受け入れられなかった部分についての相当部分は、(3)で述べたように、最後の段階でオプラーが直接乗り出すことによって、国会に提出された家族法改正法案に盛り込まれたのではないかと思われる。

この意味で、「戦後の家族法改正の実像は？」との問いには、GHQの政策が——①途中までは“隠れた仲介者・川島”を介して、②最終段階ではオプラーが直接乗り出すことによって——反映した法改正であった、というのが著者の個人的な見立てなのである。

(5) “お釈迦様の手のひら論”

もちろん、これをやりやすくしたのは、我妻が——微温的ながらも、基本的には——家制度廃止論者で、川島が急進的な家制度廃止論者であり、他に委員に選任されていた者のほとんどが家制度廃

40) 加藤・注2) 引用「歴史の中の日本民法・家族法序説」名古屋学院大学論集（社会科学篇）58巻4号250頁。

止論者であったことも与るところが大きい。すでに前稿で紹介したように⁴¹⁾、吉田首相をはじめとする日本のエスタブリッシュ層が家制度の維持を考えていたなかで、“日本の法律学者たちも家制度の廃止を望んでいる”といえる状況は、日本占領にあたって間接統治方式を採用したGHQにとっては好都合きわまりないものであったと思われる。

また、ベースは家制度廃止論者であった我妻にも、——最後の段階では、GHQの意向を無視できなかったとはいえる、それほどには——大きな不満が残る改正でもなかったであろう。

しかしながら、我妻の家制度の廃止は、民法改正要綱案の日本の「起草委員の独自の発案」であってそれが「たまたまGHQの意向とも一致した」⁴²⁾という発言を評して、「失礼な表現にはなってしまうが、それは——お釈迦様の手のひらならぬ、GHQの手のひらのうえでの——日本側の自由であった」⁴³⁾と前稿で述べたが、戦後の家族法改正全体がこのような側面を否定できない法改正であったようと思われる。

ただ、——憲法制定のように、日本側担当者の意向を正面からたたきつぶす手法を採用するようなことはせずに——日本側担当者に“自主的な改正”と思い込ませたあたりに、さきに紹介したようにGHQ内部からも「鋭敏な頭脳、それに思慮深い性格」と評されたオプラーの人柄と能力が現れていると、個人的には評価している。

(6) 残された問題

① 浮上してきた2種の問題

以上、日本の法学界でも家族法学界でもあまり意識されてこなかった問題を浮き出しにしてみせた立たせた。これまで議論されていなかった歴史的一面が浮上してきたことにともない、法解釈学的にもあらたな課題が浮上してくるように思われる。

以下では、(3) に述べた “我妻見解に対する実証論的・修正理論”との関連で浮上してくる問題を②で、より一般的に (4) に述べた “想定される戦後の家族法改正の実像論”との関連で浮上してくる問題を③で述べることにしたい。

② GHQの「40項目にわたる修正意見」をめぐって

“我妻見解に対する実証論的・修正理論”との関連では、2段階の検討が必要となる。

第1段階については、すでに簡単ながら触れているが、家族法改正の終わりに近づいた段階で、憲法施行に直前の日本側の最終案に対してGHQから出された「40項目にわたる修正意見」のなかに、川島がオプラーらとの秘密会合で指摘し、列挙した内容——「明らかに家制度を残して」おり、「民法草案の中の非民主的な点や女性に不利になっている点」⁴⁴⁾——がどのように取り込まれているの

41) 加藤・注2) 引用「歴史の中の日本民法・家族法序説」名古屋学院大学論集（社会科学篇）58巻4号250頁。

42) 我妻・注2) 引用『戦後における民法改正の経過』102頁以下。

43) 加藤・注2) 引用「歴史の中の日本民法・家族法序説」名古屋学院大学論集（社会科学篇）58巻4号260頁。

44) 以上、土屋・注49) 引用「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって」アメリカ研究29号167頁。

「憲法施行に伴う民法応急的措置法」立法の秘められた背景事情

か、また、どの部分が取り込まれなかったのかの検討である。これは、GHQの行動に川島見解がどの程度に反映されているのかという問題へのバロメーターともなるであろう。

第2段階の問題は、上記40項目が、①それ以前の時点での日本側委員会で議論されたさいに却下させた川島見解にかかる内容か否か、かりにかかるものであった場合に、②さらにその前の段階において“オプラーら—川島との秘密会合”で討議されていたか否か、という問題である。

かりに、①も②も肯定的な結論となるようであれば、戦後の家族法改正の諸点には、一貫してGHQの内容に対する個別問題にいたるまでの関与があった可能性が強いものであったと考えられるであろう。また、①が肯定的な結論で②が否定的な結論であれば、GHQの「40項目にわたる修正意見」は、川島が不採用となった自分の意見のリターンマッチのためにGHQの占領者としての権力を利用したことになるであろう。さらに——可能性としてはあまり高くないと思われるが——、①も②もともに否定的な結論となるようであれば、GHQの「40項目にわたる修正意見」は、それまでのしがらみとは無関係に、憲法施行直前の日本側最終案に対するGHQの評価を示すものとなるであろう。

③ 戦後の家族法改正に対するGHQの関与の程度は？

この40項目以外についても、日本側委員会の記録とGHQ側に残された記録とを付き合わせて、川島発言の内容と“オプラーら—川島との秘密会合”での討議内容とに一致がみられるところがいくつもあるようであれば、前に述べた“GHQ側+川島のアマルガム的な意見”が形成されたという私の個人的な見立ての裏付けとなるであろう。そして、それが多数にのぼるようであれば、戦後の家族法改正の全体が——GHQの「40項目にわたる修正意見」が提示された最終段階のみならず、その前からすでに——川島を通じたGHQの間接的なコントロール下にあったのではないかという、私のさらなる見立てが裏付けられることになるであろう。

(7) おわりに

これまでの法学界では、“オプラーら—川島の裏ルート”への注目がなされてこなかっただけに、家族法にかんしては手つかずの重要問題が残されている可能性があるように私には思われる。最近の民法学では、民法典中の法制度ないし条文の起源の起源論の探究が当然視されることが多いが、この観点が問題とされることが相対的に少なかった家族法の分野にこそ、実は大きな問題が潜んでいたというように思われるところである。

以上に述べたような問題提起をした以上、私自身もこの問題に向き合いたいが、現在の研究状況からは、その前に、かなり一般的に調べている占領政治と戦後日本の法形成の問題に正面から取り組む必要を感じており、残念ながら今すぐに家族法各論の問題にとりかかることはできない。他力をお願いするよう申し訳ないが、どなたかが以上に述べた問題を明らかにしてくだされば、こんなに嬉しいことはないと思っている。

《国会図書館によるGHQの占領中の資料のマイクロフィッシュ化》 ただ、(6)の「残された問題」についての研究が成果をあげうるか否かは、資料をどの程度に発掘できるか否かにかかっていると

言っても過言ではない。資料は思わぬところにある可能性もあるが、もっとも役立ちそうなのは、米国国立公文書館（National Archives and Records Administration）に存置されている占領政治についてのGHQ側の資料であろう。上記の資料が、現在では日本の国会図書館によってマイクロフィッシュ化されており、国内からもアクセス可能となっていることは注1）で述べた。

個人的な話となって恐縮であるが、1980年に留学中であった私は、当時ハーバード大学に留学中であった慶應大学の大澤秀介教授（憲法）と語り合い、居住地であったボストン郊外からワシントンD.C.に飛び、この米国国立公文書館を訪れたことがある。そこで、当時日本全土が占領中であった時期（1947年9月段階）に、昭和天皇がマッカーサーに沖縄の軍事占領（「主権を日本に留保した形の長期租借」）を提案し、将来の対日平和条約締結のための布石を打った——「秘密（CONFIDENTIAL）」のスタンプに抹消線が付されて公開文書に組み入れられた——「琉球列島の将来についての日本の天皇の見解」と題された通信文を発見したことがある。ただ、政治的にあまりにデリケートにすぎる問題なので、私も、それを昭和天皇の崩御までは公表することはせず、崩御後に公刊した『天皇』と題する書物で——英文原本付きで——はじめて公にした⁴⁵⁾。

これは上述した別著のテーマであったが、それはともかくとして、その1980年当時、アメリカの国立公文書館には日本の国会図書館のスタッフたちが出張中でGHQの占領時の記録のマイクロフィッシュ化作業に従事していたことを鮮明に記憶している。そのたいへんな作業の労苦に頭が下がったが、その成果がいまや学界を含む国民に貴重な資料として提供されており、ひろく資料へのアクセスに道が開かれていることを感謝の気持ちとともに述べることで、本稿の筆を擱くこととしたい。

45) 加藤雅信『日本社会入門1 天皇——昭和から平成へ、歴史の舞台はめぐる』（大蔵省印刷局、1994年）20頁以下。